

○曾於市民プール施設の管理に関する条例

平成17年 7 月 1 日

条例第215号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の生涯スポーツの推進と健康増進の用に供するため、曾於市都市公園条例(平成17年曾於市条例第167号)第3条の規定に基づき、曾於市民プール施設(以下「プール」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 プールの管理運営上必要な職員を置くことができる。

(管理運営の原則)

第3条 プールは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に基づき最も効率的に運営しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第4条 プールの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の指定は、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年曾於市条例第250号)に定めるところによるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的に関する業務
- (2) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第14条に規定する利用料の徴収に関する業務
- (4) その他プールの管理、運営に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、プールの管理を行わなければならない。

(休館日)

第7条 プールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその翌日)
- (2) 12月28日から翌年1月4日までの日

2 屋外プールの休館日は、前項各号に規定するもののほか、9月16日から翌年6月14日までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定にかかわらず開館し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日とすることができる。
(利用時間)

第8条 プールの利用時間は、次のとおりとする。

(1) 個人利用の利用時間は10時から21時までとし、専用利用の利用時間は、10時から17時まで（専用利用の場合の時間超過は、19時まで）とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、屋外プールの個人利用の利用時間は、10時から19時までとする。

(3) 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(利用の区分)

第9条 プールの利用区分は、個人利用と専用利用とする。

(利用の許可)

第10条 プールの専用利用をしようとする者は、利用前に指定管理者の許可を受けるものとし、個人利用の場合は、規則で定めるところに従うものとする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、プールの管理上必要な条件を付することができる。

3 専用利用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可せず、又は制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 建物及び附属備品等を破損するおそれがあると認められるとき。

(5) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事項を変更し、又は許可を取り消し、利用の中止若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 利用者が、許可の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例又は条例に基づく規則若しくは指示した事項に違反したとき。
- (3) 市において特に必要を生じたとき。

2 前項の規定により、許可事項を変更し、又は許可を取り消し、利用中止若しくは退場を命じた場合において、利用者が損害を受けても市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号の場合については、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(利用料)

第14条 プールの利用料は、別表のとおりとし、指定管理者が認めた場合を除き、許可と同時に前納しなければならない。

2 既納の利用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰すことができない理由で利用不能となったとき。
- (2) 市の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 利用開始前に許可を取り消し、又は許可条件の変更を申し出た者について、指定管理者がこれを認めたとき。

(利用料の減免)

第15条 市長は、別に規則で定めるところにより利用料を減額し、又は免除することができる。

(施設等の原状変更禁止)

第16条 利用者は、プールに設備を付加し、その他施設等の原状を変更してはならない。

ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により承認を受けた場合は、利用者は、指定管理者の指示に従い、利用終了後直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者が、プールを損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の末吉町新地公園プール施設の管理に関する条例（平成6年末吉町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月27日条例第271号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の曾於市末吉新地公園プール施設の管理に関する条例（平成17年曾於市条例第215号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月27日条例第50号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第16号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに前納した、又は前納すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日条例第33号）

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第19号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

プール施設利用料

利用区分			区分	利用料	備考
個人利用			一般（高校生を含む。以下同じ。）	330円	回数券（12枚綴） 一般 3,300円
			中学生以下	120円	中学生以下 1,200円
			未就学児	50円	未就学児 500円 1か月券 一般（現に曾於市に住所を有する者に限る。） 2,200円
専用利用	屋内プール	全面	10時～13時	6,600円	1時間延長するごとに2,200円加算する。
			13時～17時	8,800円	
			10時～17時	15,400円	
		一部	1コース	1時間 440円	5人以上の団体に限る。
	屋外プール	全面	10時～13時	9,900円	1時間延長するごとに3,300円加算する。
			13時～17時	13,200円	
			10時～17時	23,100円	
		一部	1コース	1時間 660円	5人以上の団体に限る。
施設利用			ロッカー	1回 10円	—

注

- (1) 専用利用の利用時間は、1時間に満たないときは、1時間とする。
- (2) プールの全面専用利用の場合は、個人利用料は徴収しない。